

令和2年3月19日

## 文化審議会答申 ～国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定及び 登録有形文化財（美術工芸品）の登録について～

文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、3月19日（木）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、4件の美術工芸品を国宝に、37件の美術工芸品を重要文化財に指定すること、また、1件の美術工芸品を登録有形文化財に登録することについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」、「Ⅱ. 解説」、「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

なお、今回答申を受けた文化財の一部は、4月21日（火）から5月10日（日）まで東京国立博物館本館（東京都台東区上野公園13-9）にて、特集「令和2年新指定国宝・重要文化財」展で公開します。

### <担当> 文化庁文化財第一課

課長	田村 真一	（内線 2884）
課長補佐	吉野 孝行	（内線 2933）
調査官（絵画の部）	綿田 稔	（内線 2890）
主任調査官（彫刻の部）	奥 健夫	（内線 2891）
調査官（工芸品の部）	伊東 哲夫	（内線 2889）
主任調査官（書跡・典籍、古文書の部）	藤田 励夫	（内線 2888）
主任調査官（考古資料の部）	原田 昌幸	（内線 2892）
調査官（歴史資料の部）	地主 智彦	（内線 2893）
審議会係	高橋 詩織	（内線 2887）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2887（直通）

# I. 答申内容

## 1. 国宝（美術工芸品）の指定

### <彫刻の部>

（重要文化財を国宝に 2件）

① 木造阿弥陀如来坐像<sup>いんがくさく</sup>院覚作<sup>もくぞうあみだによらいざぞう</sup>

一軀

② 木造天蓋（所在金堂）<sup>もくぞうてんがい</sup> しょうざいこんどう

三箇

### <工芸品の部>

（重要文化財を国宝に 1件）

<sup>だだいこ</sup>鼈太鼓

一对

### <考古資料の部>

（重要文化財を国宝に 1件）

<sup>ぐんまけんわたぬきかんのんやまこふんしゅつどひん</sup>群馬県綿貫観音山古墳出土品

## 2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

### <絵画の部>

（有形文化財を重要文化財に 6件）

- ① しほん きんじちやくしよくなつあきけいりゆうず 紙本金地著色夏秋溪流図 すずき きいつ 鈴木其一筆 六曲屏風 一双
- ② むろぎみ まつおかえいきゆう 室君松岡映丘筆 大正五年 絹本著色 六曲屏風 一双
- ③ よじょう ひらふくひやくすい 豫讓平福百穂筆 大正六年 絹本金地著色 六曲屏風 一双
- ④ けんぼんちやくしよくてんだいさん そしぞう 絹本著色天台三祖師像 一幅
- ⑤ けんぼんちやくしよくあみだによらいぞう 絹本著色阿弥陀如来像 一幅
- ⑥ けんぼんちやくしよくまんさいぞう とさゆきひろ 絹本著色満濟像 土佐行広筆 一幅  
 自賛及び永享六年四月十七日の自筆開眼供養裏書がある
- けんぼんちやくしよくぎけんぞう 絹本著色義賢像 一幅
- けんぼんちやくしよくぎぎょうぞう 絹本著色義堯像 一幅  
 天正十三年七月義演の開眼供養裏書がある
- けんぼんちやくしよくぎえんぞう 絹本著色義演像 一幅  
ぎょうえん 寛永四年六月十二日堯円の開眼供養裏書がある
- けんぼんちやくしよくかくじょうぞう 絹本著色覚定像 一幅

## <彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

- |   |  |      |
|---|--|------|
| ① | <p>木造千手観音立像<small>もくぞうせんじゅかんのんりゅうぞう</small> <small>かいせいさく</small>快勢作<br/> <small>ほんどうあんち</small>(本堂安置)<br/>         像内に塩船寺本尊、文永元年十二月、<br/>         大仏師法眼快勢等の銘がある</p>                               | 一軀   |
|   | <p>木造二十八部衆立像<small>もくぞうにじゅうはちぶしゅうりゅうぞう</small> <small>しよざいほんどう</small>(所在本堂)<br/>         うち八軀の像内に文永五年、同六年、<br/>         建治二年、弘安十一年、定快作等の<br/>         銘、うち二軀の台座に永正九年、法<br/>         橋弘円等の銘がある</p> | 二十八軀 |
| ② | <p>木造明巖正因坐像<small>もくぞうみょうがんしょういんざぞう</small> <small>いんおう</small>院応作<br/>         像底に明岩老師尊像、貞治四年、仏師<br/>         院応等の朱書銘、像内に貞治四年、作<br/>         者院応等の墨書銘がある</p>                                      | 一軀   |
| ③ | <p>木造十一面観音坐像<small>もくぞうじゅういちめんかんのんざぞう</small></p>  | 一軀   |
| ④ | <p>木造観音菩薩立像<small>もくぞうかんのんぼさつりゅうぞう</small></p>   | 一軀   |
| ⑤ | <p>木造如意輪観音坐像<small>もくぞうにょいりんかんのんざぞう</small></p>  | 一軀   |
| ⑥ | <p>木造能面癒見<small>もくぞうのうめんべしみ</small> <small>ちぐささく</small>千種作<br/>         応永二十年二月、千草左衛門大夫作の刻銘がある</p>  | 一面   |
| ⑦ | <p>木造二天王立像<small>もくぞうにてんのうりゅうぞう</small> <small>とうぶけつ</small>(頭部欠)</p>  | 二軀   |
| ⑧ | <p>木造神像<small>もくぞうしんぞう</small> { <small>だんしんざぞう</small>男神坐像 一<br/> <small>じょしんざぞう</small>女神坐像 一</p>  | 二軀   |

## <工芸品の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

- |   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| ① | <p>菊螺鈿鞍<small>きくらでんくら</small></p> | 一背 |
|---|-----------------------------------|----|

- ② こんどうみつぎょうほうぐ 金銅密教法具  
ごくわ 五鈷杵  
しゆご 種子五鈷鈴  
うち一口に貞応三年、うち一口に仁治二年  
の刻銘がある  
一口  
二口
- ③ そめわけちりめんじたすきくせいがいほもんようゆうぜんぞめふりそで 染分縮緬地襷菊青海波文様友禅染振袖  
一領

## <書跡・典籍の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

- ① ふくいすうらんかんぼんいがくしよ 福井崇蘭館本医学書  
百五十四点
- ② かじゅうじしやうぎやう 勧修寺聖教  
二千三百六十六点
- ③ ちゆうざんせいかん 中山世鑑  
さいたくぼんちゆうざんせいふ 蔡鐸本中山世譜  
さいおんぼんちゆうざんせいふ 蔡温本中山世譜  
六冊  
七冊  
十二冊

## <古文書の部>

(重要美術品に有形文化財を追加して重要文化財に 1件)

- とよとみひでよしじせいわか 豊臣秀吉辞世和歌 (一通)  
一幅  
とよとみけかしんとうけつぼんきしやうもん 豊臣家家臣等血判起請文 (十通)  
四卷  
とよとみひでよししゆいんじやうならびにけいぢやうのえきじんだてしよ 豊臣秀吉朱印状并慶長役陣立書 (二通)  
二卷

(有形文化財を重要文化財に 6件)

- ① ながやおうけもつかん 長屋王家木簡  
千六百六十九点
- ② だてけもんじよ 伊達家文書 (千四十六通)  
二十六卷、二十一冊、二十幅、  
九百五十三通、一鋪、二綴、二枚
- ③ だてけいんしやう 伊達家印章  
百二十七顆

- ④ まつだいらいえただにっき 松平家忠日記 七冊
- ⑤ おおとけもんじょ 大音家文書（五千七百四十六通） 四十九巻、二帖、  
五百七十六冊、二千九百三通、  
七鋪、八十一綴、五百十五枚
- ⑥ かすがたいしゃしんじにっき 春日大社神事日記（五百十二通） 六巻、五百六冊

## <考古資料の部>

（有形文化財を重要文化財に 5件）

- ① とうきょうとしもやけべいせきしゅつどひん 東京都下宅部遺跡出土品
- ② にいがたけんもとのきいせきしゅつどひん 新潟県本ノ木遺跡出土品
- ③ えひめけんあさひだににごうふんしゅつどひん 愛媛県朝日谷二号墳出土品
- ④ ながさきけんふくいどうくつしゅつどひん 長崎県福井洞窟出土品
- ⑤ みやざきけんしもきたかたごごうちかしきよこあなぼしゅつどひん 宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品

## <歴史資料の部>

（重要美術品に有形文化財を追加して重要文化財に 1件）

ひとつぼしとくがわけかんけいしりょう  
一橋徳川家関係資料 四千七百十五点

（有形文化財を重要文化財に 4件）

- ① ながくほせきすいかんけいしりょう 長久保赤水関係資料 六百九十三点
- ② とうきょうしえいのりあいじどうしゃ えんたろう 東京市営乗合自動車（円太郎バス） 一両
- ③ かわちやかしょうかんけいしりょう 河内屋可正関係資料 九点
- ④ きょうとでんきてつどうでんしゃ きょうとしこうつうきよくにごうでんしゃ 京都電気鉄道電車（京都市交通局二号電車） 一両  
明治四十四年、うめ鉢梅鉢鉄工場製

### 3. 登録有形文化財（美術工芸品）の登録

#### <歴史資料の部>

（有形文化財を登録有形文化財に 1件）

きんだいきょうかしょかんけいしりょう たまがわだいがくしゅうしゅう  
近代教科書関係資料（玉川大学収集）

一万二千七百二十八点

## Ⅱ．解 説

### 1. 国宝（美術工芸品）の指定

#### <彫刻の部>

（重要文化財を国宝に 2件）

- ① <sup>もくぞう あ み だ によらいざぞう</sup>木造阿弥陀如来坐像 <sup>いんがくさく</sup>院覚作

一 軀

【所有者】 宗教法人法金剛院（京都府京都市右京区花園扇野町49）

【法 量】 像高224.0cm

<sup>たいげんもんいんたまこ</sup>待賢門院璋子（1101～45）を願主として創建された法金剛院の本尊像。同院には3棟の阿弥陀堂が存在し、本像がいずれに安置されていたかについての議論があったが近年では大治5年（1130）創建時の堂（西御堂）の像との見解が定説化している。作者は主流三派のうち定<sup>じょうちよう</sup>朝直系の院派の総帥である院覚<sup>いんがく</sup>。内向的な表情や繊細な衣文線<sup>えもんせん</sup>には当代の王家や貴族達に求められた仏の姿が典型的にうかがえる。院政期の仏像のうち最も重要な作例の一つであり、また保存状態の良好さも注目される。

（平安時代）



② <sup>もくぞうてんがい</sup> 木造天蓋 ( <sup>しょざいこんどう</sup> 所在金堂 )

三箇

【所有者】 宗教法人法隆寺 ( 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺山内 1 - 1 )

【法 量】 西の間分 総高 1 6 3 . 4 cm 幅 3 0 7 . 7 cm 奥 2 8 0 . 8 cm  
 中間分 総高 1 9 1 . 5 cm 幅 3 4 2 . 2 cm 奥 2 6 6 . 8 cm  
 東の間分 総高 1 2 4 . 0 cm 幅 2 7 2 . 9 cm 奥 2 8 7 . 7 cm

法隆寺金堂の内陣<sup>ないじん</sup>三間の天井に懸垂<sup>けんすい</sup>される箱型天蓋。中間・西の間分は再建金堂と同時期 ( 7 世紀後半 ) で、その平面寸法が下方に安置される釈迦三尊・阿弥陀の台座に対応し、開放型<sup>くうでん</sup>宮殿の屋蓋部としての性格をもつ。東の間分は天福元年 ( 1 2 3 3 ) の補作で、西の間阿弥陀像を造った運慶<sup>うんけい</sup>第四子、康勝が製作に関与しているとみられる。

飛鳥時代美術の代表作の一つであり、アジアの仏像<sup>しやうごん</sup>莊嚴を考えるうえで極めて重要な遺品である。

( 飛鳥時代・鎌倉時代 )



## ＜工芸品の部＞

（重要文化財を国宝に 1件）

だだいこ  
鼉太鼓

一対

【所有者】 宗教法人春日大社（奈良県奈良市春日野町160）

【法 量】 左方（龍）高658.0cm 右方（鳳凰）高645.0cm

雅楽において中心となる楽器で、唐楽用で龍をあしらった左方と、高麗楽用で鳳凰をあしらった右方の左右一対の鼉太鼓である。平安時代末期に通じる大らかさを有する右方と鎌倉時代の力強い造形性を持つ左方と、さらに左右で火焰縁の輪郭や造形などに差異があり、鎌倉時代最初期の南都復興期における過渡的な造形性の様相を示している。

本作は、主に春日大社若宮における毎冬恒例のおん祭りにおいて使用されてきたが、江戸時代までは春日の御蔵と称された興福寺唐院に保管され、明治5年（1872）に神仏分離の影響によって春日大社に移管された。中世以来、長年にわたって使用されながらも、当初と思われる彩色や漆箔が残り、力強く卓抜した造形性ととも、社寺における法会や祭式などの式典における楽器の荘厳性がよく理解できる。中世に遡る鼉太鼓の中でも最大規模の貴重な遺品である。

（鎌倉時代）



## <考古資料の部>

(重要文化財を国宝に 1件)

ぐんまけんわたぬきかんのんやまこふんしゅつどひん  
群馬県綿貫観音山古墳出土品

【所有者】国(文化庁保管) ※群馬県立歴史博物館に長期貸与中。

高崎市の東方、井野川西岸の段丘上に位置する、墳丘全長97メートルを測る前方後円墳からの出土品一括。

昭和43年以降の発掘調査で資料の全貌が把握された。横穴式石室出土の副葬品には百済武寧王陵の出土品と同型の獣帯鏡をはじめ、国内最古例となる銅水瓶や多数の大刀、装身具類、甲冑や金銅馬具等多彩かつ他に例のない希少な資料を含み、遺存状態も極めて良好である。東日本で最も纏まった古墳時代後期(6世紀)の副葬品の一括であり、特に多数含まれる独特な舶載品は、地方首長が中国や朝鮮諸国と独自に対外交渉を行った可能性を示唆する重要な資料である。また、墳丘出土の埴輪も多種多様で、東国の古墳における埴輪樹立の様相を良く伝える。

以上本資料は、東日本の古墳出土品として、内容の多彩さ、遺存状態とも優れたものであり、有力地方首長の対外活動の一端を示す資料を含むなど、古墳時代の東国社会を考究するうえで極めて高い学術的価値を有する。

(古墳時代)



## 2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

### ＜絵画の部＞

（有形文化財を重要文化財に 6件）

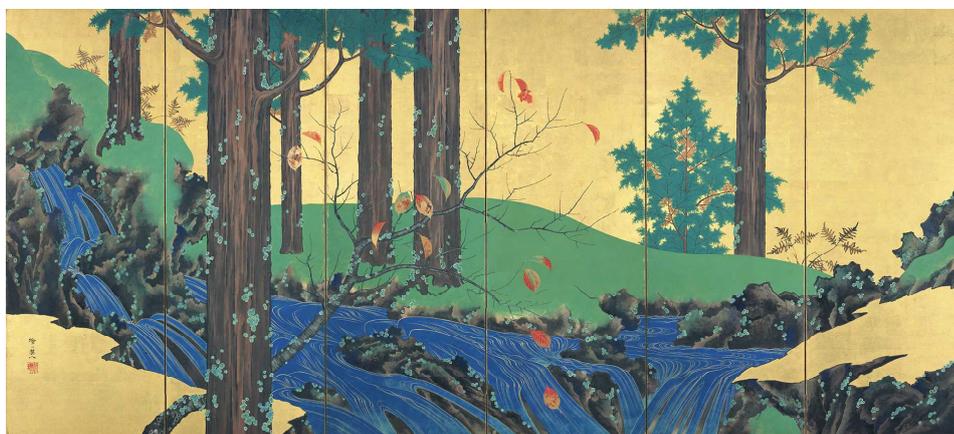
- ① <sup>しほん きんぢちやくしよくなつあきけいりゆうず</sup> 紙本金地著色夏秋溪流図 <sup>すずき きいつ</sup> 鈴木其一筆 六曲屏風 一双

【所有者】公益財団法人根津美術館（東京都港区南青山6-5-1）

【法量】各 縦165.8cm 横363.3cm

<sup>すずき きいつ</sup> 鈴木其一（1795/96～1858）は江戸で活躍した絵師。早くから江戸琳派の大成者・酒井抱一（1761～1828）の事実上の後継者と評価されていたが、近年の研究で江戸時代後期を代表する個性的な絵師として再評価されるに至った。本図は江戸琳派の支援者であった江戸の油問屋・大坂屋松沢家に伝来したもので、<sup>らっかん</sup>落款の様子から40歳代後半の作と考えられる。この時期、江戸琳派の枠を突破して、其一独自の画域に到達した。金箔地に鮮やかな青色の水流がとくに印象的な本図は、其一の特質を最もよく示した大作である。

（江戸時代）



② <sup>まつおかえいきゆう</sup> 松岡映丘筆 大正五年  
<sup>むろぎみ</sup> 室君 絹本著色 六曲屏風

一双

【所有者】公益財団法人永青文庫（東京都文京区目白台1-1-1）

【法 量】各 縦172.5cm 横379.8cm

<sup>まつおかえいきゆう</sup> 松岡映丘（1881～1938）は現在の兵庫県神崎郡福崎町出身の日本画家。<sup>ふくざきちゆう</sup> 絵巻の古典などの表現を近代絵画に順応させた画風を確立し、日本画の大家を多く育てた。本作はその代表作で、故郷播州の港町、<sup>むろつ</sup> 室津が鎌倉時代に衰退し、遊女が味気ない日々を送る悲哀を主題とする。道具類のデザイン、波の描き方などは古美術を学んだもの。静かに雨の降る様を巧みに描く詩情豊かな名作として多くの画家に絶賛され、その後の日本画に多大な影響を与えた。

（近代）



③ <sup>よじょう</sup>豫讓 <sup>ひらふくひやくすい</sup>平福百穂筆 大正六年  
絹本金地著色 六曲屏風

一双

【所有者】公益財団法人永青文庫（東京都文京区目白台1-1-1）

【法量】各 縦171.9cm 横372.0cm

<sup>ひらふくひやくすい</sup>平福百穂（1877～1933）は現在の秋田県仙北市角館町出身の日本画家。写生に立脚し幅広い画風を展開した。本作はその代表作で、中国春秋時代、<sup>よじょう</sup>豫讓が主君の仇をまさに討とうとする瞬間を描く。簡潔な構図は後漢の画像石を、<sup>ごかん</sup>着衣や描線は<sup>がぞうせき</sup>女史箴図巻に取材したもの。古代中国の造形を違和感なく近代絵画に応用し、緊迫した一瞬を格調高く描く作品と絶賛された。美術史学や考古学に立脚した画期的な名作である。

（近代）



④ 絹本 著色 天台三祖師像

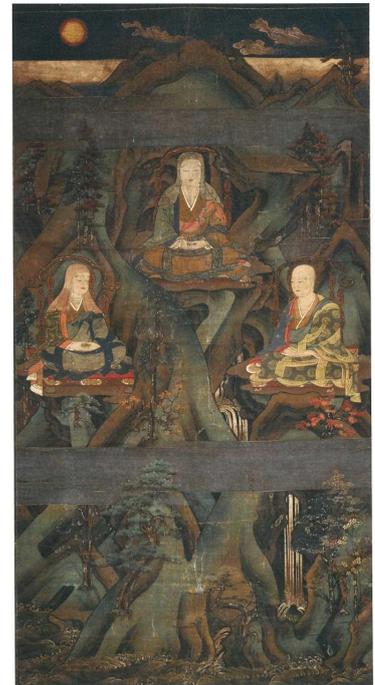
一幅

【所有者】宗教法人金台院（滋賀県大津市坂本6-1-7）

【法量】縦151.5cm 横79.0cm

延暦寺西塔で護持されてきた大幅で、中国の南北朝末から隋の初めに天台山で天台教学を大成した天台大師智顛、唐時代の天台山で修行して我が国の天台宗の祖となった伝教大師最澄、唐時代末の五台山で修行して山門派の祖となった慈覚大師円仁の3人の祖師が、各々山中で坐禅する様を描く。国や時代の異なるこの3人の祖師を山岳景観中に配する構成は極めて珍しいもので、丁寧な筆致と濃厚な彩色により、複雑な構成の大画面をまとめ上げた絵師の手腕は高く評価される。引き締まった描線や端正さを保った自然景の描写から、制作は鎌倉時代末にさかのぼると考えられる。

（鎌倉時代）



⑤ 絹本 著色 阿弥陀如来像

一幅

【所有者】宗教法人金蓮寺（京都府京都市北区鷹峯藤林町1-4）

【法量】縦111.3cm 横63.3cm

正面向きの阿弥陀如来像である。画面には、静謐で幻想的な雰囲気（ぼか）が巧みに描出され、微妙な暈しを用いた繊細な賦彩（ふさい）と淡墨を駆使した確かな線描にも、筆者の優れた技術を看取できる。日本に伝来する宋代仏画の中でも古様を示し、北宋時代末の様式を伝えた南宋時代初期の作例とみられる。延文4年（1359）正月の日付のある裏書に、作者として杭州の画僧・思浄（1066～1137）の名および、本図を入手した慶政（1189～1268、建保5年・1217渡宋）から金蓮寺二世の浄阿（1304～60）にいたる伝来過程が記され、文化史的に貴重な情報ともなう作例としても注目される。

（南宋時代）



- ⑥
- |  |   |
|--|---|
| <p>けんぼん ちやくしよくまん さいぞう <sup>と さ ゆきひろ</sup><br/>絹本 著 色 満濟像</p> <p>自賛及び永享六年四月十七日の自筆開眼供養裏書がある</p> <p>けんぼん ちやくしよく ぎ けん ぞう<br/>絹本 著 色 義賢像</p> <p>けんぼん ちやくしよく ぎぎょう ぞう<br/>絹本 著 色 義堯像</p> <p>てんせい じゅうさんねん しちがつ ぎえん<br/>天正十三年七月義演の開眼供養裏書がある</p> <p>けんぼん ちやく しよく ぎえん ぞう<br/>絹本 著 色 義演像</p> <p>きやうえい じゅうねん じゅうににち ぎやうえん<br/>寛永四年六月十二日堯円の開眼供養裏書がある</p> <p>けんぼん ちやくしよくかく じょうぞう<br/>絹本 著 色 覚定像</p> | <p>一幅</p> <p>一幅</p> <p>一幅</p> <p>一幅</p> <p>一幅</p> <p>一幅</p> |
|--|---|

【所有者】宗教法人醍醐寺（京都府京都市伏見区醍醐伽藍町1）

【法 量】（満濟像）縦95.5cm 横50.0cm （他略）

室町時代から江戸時代にかけての醍醐寺<sup>さんぼういんもんぜき</sup>三宝院門跡の肖像画である。永享6年（1434）に土佐行広（活躍期1406～51）によって描かれた満濟像、満濟の後継である義賢像、醍醐寺復興の立役者として満濟と並び称される義演像（寛永4年・1627作）に、義演の前後の三宝院門跡である義堯像と覚定像を含めた5点は、個別に制作されたものであるが、ほとんど同じ像容であらわされており、時期を隔てた制作であるにもかかわらず非常に強い一体性を示す。肖像画文化を考える上でのひとつの特色ある事例として注目される。

（室町～江戸時代）



## <彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

- ① <sup>もくぞうせんじゆかんのりゆうぞう</sup>木造千手観音立像 <sup>かいせいさく</sup>快勢作 <sup>ほんどうあんち</sup>(本堂安置) 一軀
- 像内に<sup>えんせんじ</sup>塩船寺本尊、文永元年十二月、  
大仏師法眼快勢等の銘がある
- ① <sup>もくぞうにじゅうはちぶしゅうりゆうぞう</sup>木造二十八部衆立像 <sup>しよざいほんどう</sup>(所在本堂) 二十八軀
- うち八軀の像内に文永五年、同六年、  
建治二年、弘安十一年、定快作等の  
銘、うち二軀の台座に永正九年、法  
<sup>こうえん</sup>橋弘円等の銘がある

【所有者】宗教法人観音寺（東京都青梅市塩船194）

【法量】像高 千手観音144.0cm 二十八部衆84.2～101.7cm

塩船観音寺の本堂（重要文化財）の本尊、千手観音像と眷属の二十八部衆像。千手は文永元年（1264）に快勢らにより造られた（銘文）。彼らは作風や細部形式から快慶系統の作家とみられる。二十八部衆は文永5年（1268）より21年間にわたり快勢らの後継者である定快により造られた（銘文）。その作風は時代が降ると癖を強め、中央様式から乖離したさまが看取されることより、定快は関東に定住した仏師と推定される。

関東における仏師の動向をうかがううえで重要な遺品である。  
(鎌倉時代)



② <sup>もんぞうみょうがんしょういんざぞう</sup>木造明巖正因坐像 <sup>いんおうさく</sup>院応作

一 軀

像底に明岩老師尊像、貞治四年、仏師院応等の朱書銘、  
像内に貞治四年、作者院応等の墨書銘がある

【所有者】宗教法人正伝庵（神奈川県鎌倉市山ノ内439）

【法 量】像高55.1cm

円覚寺の塔頭<sup>たつちゆう</sup>に伝わる同寺第24世、明巖正因の肖像。銘文により貞治4年（1365）に院応により造られ、像主が自ら開眼したことが知られる。迫真性に富んだ面貌の表出に当代肖像彫刻の特質をよく見せる。作者院応は鎌倉住と知られ、直線的な衣文構成には京都の院派とは明確に区別される特色がうかがえる。

当代肖像の優品であり、また近年知見が増している東国院派の作例としても代表的な一作といえ、肖像の造像作法を知る上でも貴重な作例である。

（南北朝時代）



③ <sup>もんぞうじゅういちめんくわんざぞう</sup>木造十一面観音坐像

一 軀

【所有者】宗教法人賢林寺（愛知県小牧市藤島町居屋敷267）

【法 量】像高78.6cm

榿材<sup>かや</sup>の一木造で、両足部まで共木<sup>ともぎ</sup>で彫出し、内刳<sup>うちぐり</sup>を施さない。肥満した体軀や張りの強い肉取り、鎬の立った衣文<sup>えもん</sup>に平安前期彫刻の特色を示し、三日月形の伏し目や四角張った形態把握などより製作は9世紀後半ないし末と思われる。

近年知られた平安前期の特色をよく示す遺品であり、頂上仏面や左手首先、表面漆箔の過半が当初である保存状態の良好さも貴重である。

（平安時代）



④ もくぞうかんのんぼさつりゅうぞう 木造観音菩薩立像

一 軀

【所有者】宗教法人勝光寺（京都府京都市下京区中堂寺西寺町1-2）

【法 量】像高112.5cm

かや 榿材の一木造で、両腕や台座蓮肉まで共木ともぎで刻み出す点に代用材によるだんぞう檀像（ビヤクダン製仏像）としての性格が認められる。

頬の締まった顔立ちや衣のひだの鋭い彫りに9世紀前半の特色が明らかで、抑揚に富んだ肉付けと腰を強く捻った構えにはこの時期に顕著なインド風が濃厚にうかがえる。

平安前期一木彫像の優品であり、保存状態も良好である。

（平安時代）



⑤ もくぞうによいりんかんのんざぞう 木造如意輪観音坐像

一 軀

【所有者】宗教法人随心院（京都府京都市山科区小野御霊町35）

【法 量】像高（髻頂より）96.3cm

真言宗小野流の中心寺院である随心院の本尊像。榿材の寄木造、漆箔仕上で玉眼を嵌入する。目尻が吊上がり口許を引締めて意志的な表情を浮かべる面貌、のびやかな手足を均衡よく配した全体観、適度に整齐された衣文などに運慶次世代の作風をよく示す。快慶作金剛薩埵像（重要文化財）とともに建保5年（1217）に始まるしんごん親鸞による同寺修造における造像とみられる。

京都の名刹の本尊として伝わる慶派彫刻の優品であり、当初の表面仕上の過半をとどめる保存良さも賞される。



（鎌倉時代）

⑥ <sup>ちぐささく</sup>木造能面癒見 <sup>もくぞうのうめんべし</sup>千種作

一面

応永二十年二月、<sup>ちぐささくえもんたいふ</sup>千草左衛門大夫作の刻銘がある

【所有者】宗教法人<sup>ならずひこ</sup>奈良豆比古神社（奈良県奈良市奈良阪町2489）

【法 量】縦20.9cm

面裏に応永20年（1413）、千草左衛門大夫作の刻銘がある。同人は『<sup>さるがくだんぎ</sup>申楽談儀』に近年の男面の名手として述べられる「ちぐさ」に相当するとみられる。同書に登場する能面作者の名は後代になり多くの能面に作者伝称として冠されているが、製作銘として名が残るのはこの面のみである。口を引結び力のこもる形相が単純化された面構成により強調され、能面芸術の完成を示す作例として極めて重要である。

（室町時代）



⑦ <sup>もくぞう に てんのうりゅうぞう</sup>木造二天王立像 <sup>とうぶけつ</sup>（頭部欠）

二軀

【所有者】宗教法人金剛山寺（奈良県大和郡山市矢田町3506）

【法 量】像高 その一 108.8cm（現状） その二 109.0cm（現状）

<sup>かや</sup>榿材の一木造になる二天王像で、慶長3年（1598）に首や胴、手足を切断して大規模な改造を行い、以後当世風の頭部を具えた姿で伝来したが、近年の保存修理で当初の姿に復元された。太造りの重厚な姿で、その寸法や甲制の特徴、各部に浮彫<sup>うきぼり</sup>で花飾を表すなどの点に唐招提寺二天王像（国宝）と共通する特色を具える。本像は改作時の銘文や納入文書により唐招提寺から遷座されたと推定され、元来唐招提寺像と一具で四天王像として造られたとみてほぼ誤りない。



鑑真のもたらした新様式で次代の彫刻の母胎となった唐招提寺木彫群と一具であった作例として、彫刻史上価値が高い。

（奈良時代）

⑧ 木造神像 { <sup>だんしんざぞう</sup> 男神坐像 一  
<sup>じょしんざぞう</sup> 女神坐像 一

二軀

【所有者】 宗教法人高千穂神社（宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1037）

【法量】 像高 男神88.7cm 女神63.3cm

男女一対の神像で、共通する作風を示す。いずれも肩が丸く、緩やかな曲線で概形をまとめ、男神は眉根を寄せて厳しい表情を示すが、目鼻立ちは小振りで穏やかな雰囲気<sup>かや</sup>を漂わせる。ともに針葉樹<sup>さいしき</sup>（榲<sup>せぐり</sup>か）の一木造、彩色仕上げ。男神像は背割<sup>せぐり</sup>（像底に抜ける）を施す。簡略な造形ながら彫り口は手慣れており、優れた作行きをみせる。



大きさと出来ばえの両面において、九州地方の代表的な神像彫刻の一つと評価される。  
(平安時代)

## <工芸品の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

### ① 菊螺鈿鞍

一背

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園1-3-9）

東京国立博物館保管

【法 量】前輪高30.5cm 後輪高32.0cm 居木長43.0cm

前輪、後輪の内外に菊が密集して表されている、  
国宝「時雨螺鈿鞍」や重要文化財「桜螺鈿鞍」  
などと同じく、螺鈿で装飾された鞍である。複弁  
の菊花や葉脈を複雑に切り透かした技術は極めて  
高い。鎌倉時代に遡る螺鈿鞍の遺例は希少であり、  
当時における螺鈿装飾の高度な技術水準を示す作  
例としても重要である。なお居木は後補で、福島  
正則の弟高晴が本作を所持し、慶長13年（16  
08）に居木を取替えたことが銘文から知られる点も資料的価値が高い。



(鎌倉時代)

### ② 金銅密教法具

五鈷杵

一口

種子五鈷鈴

二口

うち一口に貞応三年、うち一口に仁治二年の刻銘がある

【所有者】宗教法人法音寺（山形県米沢市御廟1-5-32）

【法 量】（五鈷杵）長17.4cm （五鈷鈴）高21.7cm 高22.3cm

本作は、五鈷杵と五鈷鈴とを組み合わせたものである。上杉氏が越後より米沢に移転した際に、現在当寺に秘仏として安置される善光寺如来像とともにもたらされた。江戸時代には米沢城内本丸の謙信を祀った御堂に奉安されていた。明治時代、謙信の位牌を上杉家廟所に移転する際、廟所に隣接する現在の地に同じく遷座された当寺に移管された。

五鈷杵は、やや古様かつ特異な造形を示しながらも、鎌倉時代初期の作風を示している。また、五鈷鈴二口は、胎蔵界四仏を表した荘厳性の高い仕様で、先行する貞応年の鈴に、仁治年の鈴を追作するかたちで製作、善光寺に施入された後、一具とされたものと思われる。杵、鈴とともにいずれも<sup>いあが</sup>鑄上りが良好で、重厚かつ峻険で巧緻な作風を湛えた鎌倉時代密教法具の優品である。特に、五鈷鈴二口は、ともに年紀等の銘文があり、基準作としても貴重である。

(鎌倉時代)



③ <sup>そめわけちりめん</sup> 染分縮緬地 <sup>じ たすきくせい</sup> 襷菊青海波文様 <sup>いはもんようゆうぜんぞめふりそで</sup> 友禅染振袖

一領

【所有者】丸紅株式会社（東京都中央区日本橋2-7-1）

【法量】身丈151.0cm 桁61.6cm

上下で<sup>もんよう</sup>文様を染め分けた<sup>こしが</sup>腰替わり文様の振袖。上半身は<sup>あさぎ</sup>浅葱地に<sup>みえだすき</sup>三重襷を表し、下半身は青海波風の菊花を<sup>せいがいほ</sup>友禅染で表す。背裏に享保15年（1730）の墨書がある旧裏地が縫い付けられている。本振袖は腰替わりの特徴的な意匠構成がなされ、<sup>ぼか</sup>暈しや濃淡を用いて繊細な表現をみせる友禅染の優れた技術や<sup>だてもん</sup>伊達紋が入るなど、18世紀前半から半ばにかけて好まれた流行の特徴を示す遺例として貴重である。

(江戸時代)



## <書跡・典籍の部>

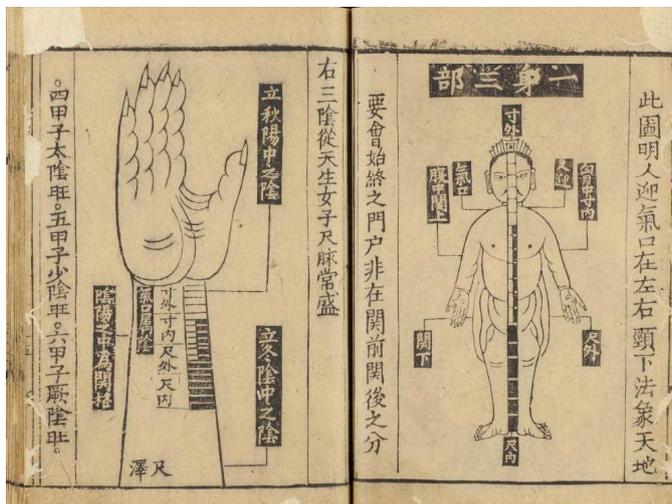
(有形文化財を重要文化財に 3件)

### ① 福井崇蘭館本医学書

百五十四点

【所有者】国（文化庁保管）

京都の医家であった福井家に伝来した医学書のまとまりで、冊数にして830冊にのぼる。福井家は臨床医家として知られる一方、古医書の収集家としてもよく知られている。福井家が医家として名声を確立したのは、楓亭（1725～92）の代からである。自邸を崇蘭館と称していたことから、その蔵書は「崇蘭館本」として知られている。宋・元版や朝鮮版本も多数含んでおり、他所には無い孤本もあり、極めて貴重である。



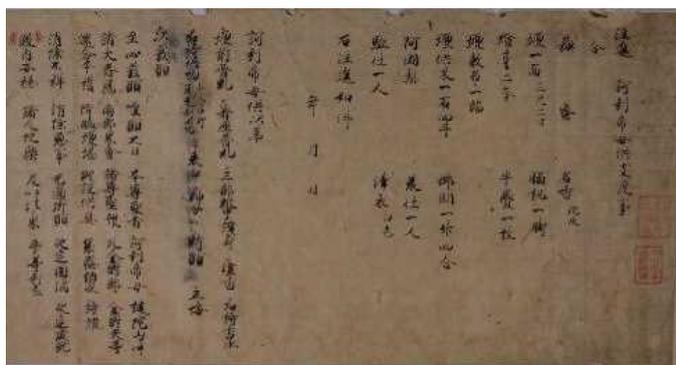
(南北朝～江戸時代、南宋～清時代、朝鮮時代)

### ② 勸修寺聖教

二千三百六十六点

【所有者】宗教法人勸修寺（京都府京都市山科区勸修寺仁王堂町27-6）

勸修寺は、昌泰3年（900）の創建後、朝廷や藤原氏の信仰が厚く、代々法親王が入寺する宮門跡寺院として栄えた。寛信（1085～1153）は秘密事相にすぐれ、真言宗小野流の一派である勸修寺流の祖とされ、流派の聖教類が集積された。勸修寺聖教のなかには、平安時代末期から鎌倉時代初期の覚禪が著し、図像資料としても著名な『覚禪鈔』も含まれる。寛信以後の勸修寺聖教は膨大な点数にのぼり、仏教史研究、真言密教研究上、極めて貴重である。



(平安～江戸時代)

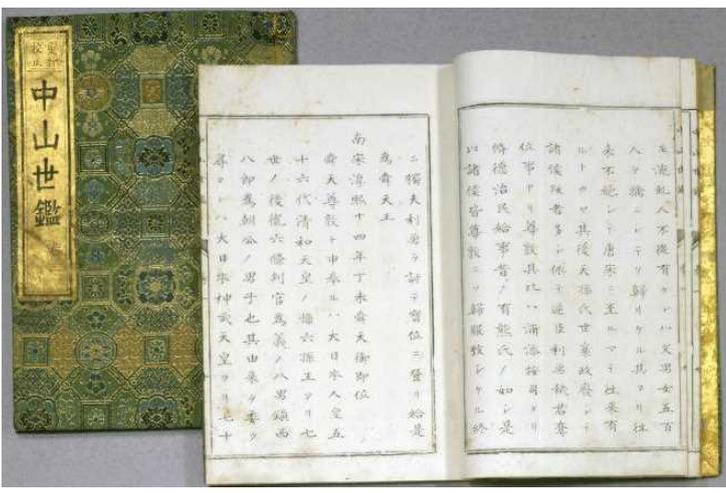
③ <sup>ちゅうざんせいかん</sup> 中山世鑑  
<sup>さいたくぼんちゅうざんせいふ</sup> 蔡鐸本中山世譜  
<sup>さいおんぼんちゅうざんせいふ</sup> 蔡温本中山世譜

六冊  
 七冊  
 十二冊

【所有者】沖縄県（沖縄県那覇市泉崎1-2-2）  
 沖縄県立博物館・美術館保管

<sup>ちゅうざんせいかん</sup> 『中山世鑑』は、<sup>しょうしつおう</sup> 尚質王の代に  
<sup>しょうしょうけん</sup> 向象賢（<sup>はねじちようしゅう</sup> 羽地朝秀）が王命によつて尚質3年（1650）に編纂した琉球最初の正史であり、和文で記述している。

<sup>ちゅうざんせいふ</sup> 『中山世譜』は、漢文で書かれた正史で二種ある。<sup>さいたくぼん</sup> 蔡鐸本7冊は、蔡鐸が尚貞王29年（1697）から尚貞王33年（1701）にかけて



<sup>ちゅうざんせいふ</sup> 『中山世鑑』を漢訳し、さらに増補したものである。<sup>さいおんぼん</sup> 蔡温本は、蔡鐸の子蔡温が尚敬王12年（1724）から尚敬王13年（1725）にかけてさらに改編を加えたもの。いずれも、重要文化財『おもろさうし』と同じく戦後に米国から琉球政府に返還されたもの。琉球史研究上の最重要史料の一つとして極めて価値が高い。

(第二尚氏時代)

## <古文書の部>

(重要美術品に有形文化財を追加して重要文化財に 1件)

}	とよとみひでよしじせい わ か 豊臣秀吉辞世和歌 (一通)	一幅
	とよとみ け か しん どう け ばん き しょう もん 豊臣家家臣等血判起請文 (十通)	四卷
	とよとみひでよししゅいんじょうならびにけいちょうのえきじんだてしよ 豊臣秀吉朱印状 并 慶長役陣立書 (二通)	二卷

【所有者】 大阪市 (大阪府大阪市北区中之島1-3-20)  
大阪城天守閣保管

本文書は、令和元年に重要文化財指定となった豊臣家文書(六十七通)と元来一括的に足守木下家あしもりきのしたけに伝来したものである。足守木下家は、豊臣秀吉の正室ねねの兄木下家定を初代とし、代々備中・足守藩の藩主を務めた。秀吉自筆の辞世和歌として有名な「つゆとをちつゆときへにしわがみかな なにわの事もゆめの又ゆめ」と、前田利家以下重臣・奉行・家臣ほかきしょうもんが秀頼への忠心を誓った起請文、さらに慶長役けいちょうのえきに関する秀吉の命令と陣立書じんだてしよなどである。秀吉の人物論や秀吉政権の晩年を研究する上で、大変貴重である。

(安土桃山時代)



(有形文化財を重要文化財に 6件)

① <sup>ながやおう けもつかん</sup>長屋王家木簡

千六百六十九点

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）

奈良文化財研究所保管

<sup>ながやおう</sup>長屋王（676または684～729）は、  
<sup>たけちのみこ</sup>高市皇子の長男、天武天皇の孫にあたる。聖武天皇の治世に左大臣として権勢を誇るが長屋王の変で自殺した。これらの木簡は、長屋王邸宅跡のうち8坪の東南隅の土坑SD4750（全長27.3メートル、幅2.8～3.7メートル）から出土したもので、当時の王家の日常生活や経済基盤

を知ることができる貴重な史料である。雅楽寮

から「<sup>ながやおう かいしよ</sup>長屋王家令所」へ充てた木簡も見つかっていて、出土地が長屋王邸宅跡であることの証拠となっている。奈良時代の社会経済史研究上、極めて価値が高い。

(奈良時代)



② <sup>だて けもんじょ</sup>伊達家文書（千四十六通）

二十六卷、二十一冊、二十幅、  
九百五十三通、一鋪、二綴、二枚

【所有者】仙台市（宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1）

仙台市博物館保管

旧仙台藩主伊達家に伝来し、昭和26年（1951）に仙台市に寄贈された文書群である。天正18年（1590）の奥羽仕置以前の文書が約600通残されており、鎌倉時代にはじまり南北朝・室町時代の伊達氏と朝廷・幕府との関わりや、伊達政宗（1567

～1636）が近隣諸大名や豊臣秀吉らとやり取りした書状など、中世東北地方を研究する上で第一級の史料群であり、大変貴重である。

(鎌倉～江戸時代)



③ <sup>だて けいしやう</sup> 伊達家印章

百二十七顆

【所有者】 仙台市（宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1）  
仙台市博物館保管

旧仙台藩主伊達家に伝来した印章と印譜。このうち印章については、5代藩主伊達吉村を除いて、初代政宗から13代慶邦まで歴代12人の藩主の印章がそろっており、かつ内容も知行宛行状や伝馬用に捺された公印、書画に捺された私印、木製の花押印など多種多様であり、大変貴重である。



(安土桃山～江戸時代)

④ <sup>まつだいらいえただ</sup> 松平家忠日記

七冊

【所有者】 学校法人駒澤大学（東京都世田谷区駒沢1-23-1）  
駒澤大学図書館保管

【法 量】 第一冊 縦14.1 cm、横20.0 cm、47丁（他略）

徳川家康の一族である松平家忠<sup>まつだいらいえただ</sup>（1555～1600）の日記。天正5年（1577）10月から文禄3年（1594）9月頃に至る18年間、則ち家忠23才から40才までの間の記録である。家康に関する一次史料として、また、政治、経済、社会、文化面に関する幅広い記録として貴重。安土桃山時代以前の数少ない武家自筆による日記の一つである。

(安土桃山時代)



⑤ <sup>おおおとけもんじよ</sup>大音家文書（五千七百四十六通）

四十九巻、二帖、  
五百七十六冊、二千九百三通、  
七鋪、八十一綴、五百十五枚

【所有者】個人

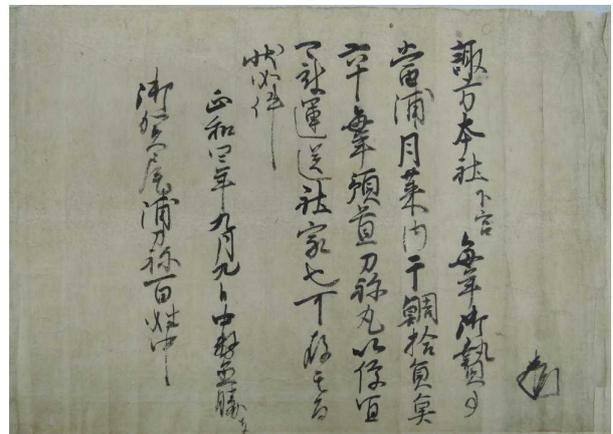
<sup>つねがみ</sup>常神半島に位置する<sup>みこうら</sup>漁村・<sup>とねしき</sup>神子浦で刀祢職  
を<sup>つと</sup>努めた<sup>おおおと</sup>大音家に伝来した古文書群である。  
中世文書約300点が含まれ、中世～近代ま  
で続く漁村の歴史を解明する上での極めて貴  
重な史料である。

大音家は鎌倉時代には近江の御家人であつ  
たと伝えられ、南北朝時代までに神子に移つ

て刀祢家となったと想定されている。中世文書には倉見庄地頭二階堂氏や地頭代の発給  
文書が多い。また、近隣村との山相論、網場相論に関する文書もまとまっている。

全国屈指の漁村文書として、社会経済史研究上、極めて貴重である。

(鎌倉～明治時代)



⑥ <sup>かすがたいしゃしんじにつき</sup>春日大社神事日記（五百十二通）

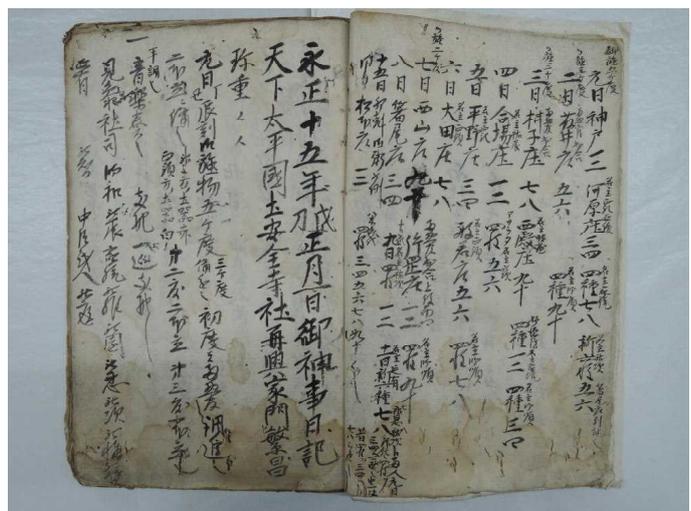
六巻、五百六冊

【所有者】宗教法人春日大社（奈良県奈良市春日野町160）

春日大社に伝わった鎌倉時代から明  
治5年（1872）までの日次記のま  
とまりである。各年の担当の神官が記  
録したもので、その内容は神事を中心  
としているが、社会、経済全般の多岐  
にわたるものであり、各時代の歴史の  
史料として重要である。

春日大社の刊行した『春日神社記録  
目録』（昭和4年）に「日記」として分  
類された歴代社司の神事日記を中心と

する。南都の<sup>なんと</sup>中近世史研究の基本史料として極めて価値が高い。



(鎌倉～明治時代)

## <考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 5件)

### ① とうきょうとしもやけ べいせいせきしゅつどひん 東京都下宅部遺跡出土品

【所有者】東村山市(東京都東村山市本町1-2-3)  
東村山ふるさと歴史館保管

武蔵野台地の西端、狭山丘陵の南麓に所在する縄文時代後期から晩期を中心とした低湿地遺跡からの出土品一括。漆塗製品は、繊細な文様で飾られた漆塗弓や、精巧に彫刻された柄を持つ赤漆塗容器など、多彩な漆工芸品を含み、それに漆容器として使われた小形土器や、漆の採取痕跡と見られる線刻があるウルシの木杭残欠もある。

縄文時代における水辺の生活と当時の生業・生産技術の実態を復元する上で、高い学術的価値を持っている。



(縄文時代)

### ② にいがたけんもとのきいせいせきしゅつどひん 新潟県本ノ木遺跡出土品

【所有者】津南町(新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585)  
津南町歴史民俗資料館保管

信濃川と清津川の合流点に近い河岸段丘上に立地する、縄文時代草創期の遺跡からの出土品。1, 110点の木葉形尖頭器を含む石器1, 214点と、土器片66点、および附として尖頭器製作の素材である剥片や、石核を加えた1, 296点で構成される。この中で、尖頭器は細身の完成品と共に、原石を荒割りにした段階から完成品までの製作工程を示す資料が質量共に揃っている。

当時の石器製作技術の実態を良く示す資料として貴重である。

(縄文時代)



③ えひめけんあさひだににごうふんしゅつどひん  
愛媛県朝日谷二号墳出土品

【所有者】松山市（愛媛県松山市二番町4-7-2）  
松山市考古館保管

松山平野の北西部、瀬戸内海を遠望する尾根上に築造された全長25.5メートルの前方後円墳からの出土品一括。特に二面の銅鏡は中国からの舶載鏡<sup>はくさいきょう</sup>で、意図的に分割された状況で副葬されており、当時の葬送儀礼の一端を示している。また、大和王権との繋がりを示す銅鏃・鉄鏃<sup>どうぞく てつぞく</sup>は数量が豊富で遺存状態も優れている。

瀬戸内地域における古墳時代の開始とその様相を解明するうえで欠かせない学術的価値の高い資料である。

（古墳時代）



④ ながさきけんふくいどうくつしゅつどひん  
長崎県福井洞窟出土品

【所有者】佐世保市（長崎県佐世保市八幡町1-10）  
佐世保市博物館島瀬美術センター保管

佐世保市の北部、国見山系から西流する福井川の侵食で形成された砂岩洞窟からの出土品一括。厚く堆積した遺物包含層から、細石刃<sup>さいせきじん</sup>を中心とした各種の石器が出土し、これに上層では少量の隆起線文・爪形文土器<sup>りゅうきせんもん つめがたもん</sup>が出土して、層位的な遺物の出土状態が明らかにされた。

これらは九州北部地域における旧石器時代から縄文時代の移行期の石器群の変遷と、縄文土器出現期の様相を知る上で貴重であり、高い学術的価値を持っている。

（旧石器～縄文時代）



みやざきけんしもきたかたごごうちかしきよこあなほしゅつどひん  
⑤ 宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品

【所有者】宮崎市（宮崎県宮崎市橘通西1-1-1）  
宮崎市生目の杜遊古館保管

日向灘ひゅうがなだに注ぐ大淀川の下流左岸、県立平和台公園にほど近い段丘上に営まれた下北方古墳群しもきたかたのうち、大型の玄室げんしつをもつ五号地下式横穴墓に納められた副葬品の一括。

銀装大刀ぎんそうたちや金製垂飾付耳飾などの装身具、2領の短甲たんこうをふくむ鉄製甲冑や鉄製刀剣など多岐に亘り、遺存状態も極めて良好である。また、馬具、装身具、工具などに朝鮮半島系資料が多数含まれていることも特徴的である。同時代の大型古墳の副葬品に比べても遜色ない内容と数量を有し、この時代の南九州地域における古墳文化の特質をよく表す。

（古墳時代）



## <歴史資料の部>

(重要美術品に有形文化財を追加して重要文化財に 1件)

ひとつぼしとくがわ け かんけいしりょう  
一橋徳川家関係資料

四千七百十五点

【所有者】茨城県（茨城県水戸市笠原町978-6）

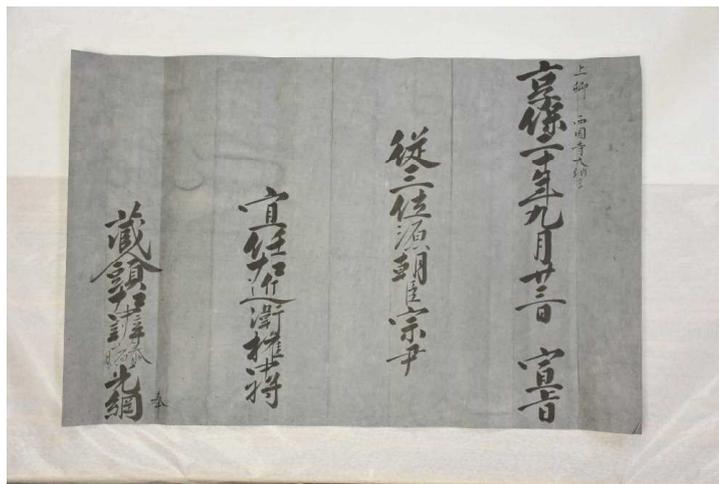
茨城県立歴史館保管

一橋徳川家は、8代将軍吉宗の四男宗尹<sup>むねただ</sup>を祖とする家で初代宗尹から10代茂栄<sup>もちほる</sup>に至る。同家は、田安・清水両徳川家とともに御三卿<sup>ごさんきょう</sup>と称され、11代将軍家斉<sup>いえなり</sup>、15代慶喜<sup>よしのぶ</sup>を出した。

本資料群は、一橋徳川家より茨城県に寄贈されたもので、文書・記録類4017点、書画・典籍類224点、器物類460点、写真14点から構成される。

各分野の資料が質量ともにまとまって伝存し、一橋徳川家の家格、家政、所領経営、または幕政への関与、将軍家や大名家との交際、家の内外における儀礼の実際を窺うことができ、江戸時代の政治史、文化史、古文書学研究上等に価値が高い。

(江戸時代)



(有形文化財を重要文化財に 4件)

① <sup>ながくぼせきすい</sup>長久保赤水関係資料

六百九十三点

【所有者】高萩市（茨城県高萩市本町1-100-1）

高萩市歴史民俗資料館保管

<sup>ながくぼせきすい</sup>長久保赤水（1717～1801）は、水戸藩の学者で、晩年に水戸徳川家6代治保<sup>はるもり</sup>の侍講をつとめ、『大日本史』地理志を執筆したほか、日本図、中国図、世界図の出版を行った。とくに『<sup>かいせいにほんよちろていせんず</sup>改正日本輿地路程全図』<sup>せきすいず</sup>（赤水図）は、当時において格段に正確な地形と、豊富な地名・路程を記載した地図で、赤水没後にも版を重ね、江戸時代中後期において最も社会に普及した日本地図として著名である。

本資料群は長久保赤水の子孫にあたる複数の家に伝来した赤水手沢の一括資料で、地図・絵図類84点、文書・記録類279点、典籍類274点、書画・器物類56点から構成される。赤水の学問の内容、交友関係、生涯の事績を考えるうえで最もまとまった資料群で、江戸時代中後期の文化史、地図史等の研究上に学術価値が高い。

(江戸時代)



② とうきょうしえいのりあいじどうしゃ えんたろう  
② 東京市営乗合自動車（円太郎バス）

一両

【所有者】東京都（東京都新宿区西新宿2-8-1）  
東京都交通局西高島平駅倉庫保管

大正12年（1923）の関東大震災で被災した東京市内の路面電車の代替交通手段として、東京市が米国フォード社から貨物用トラックを緊急に大量輸入し、客室を備えて公営の乗合自動車（バス）として運行した800両のうちの1両である。明治時代に東京市内を走った乗合馬車「円太郎馬車」と姿形や乗り心地が類似したことから、「円太郎」、「円太郎自動車」などと呼ばれた。



本車輦は我が国最初の公営乗合自動車として現存する最古の車輦であり、円太郎バス唯一の伝存車輦である。本車輦は、乗合自動車が都市公共交通手段として日本各地において活躍していく端緒となった時期の稀有な伝存車輦であり、交通史上、社会史上に貴重である。

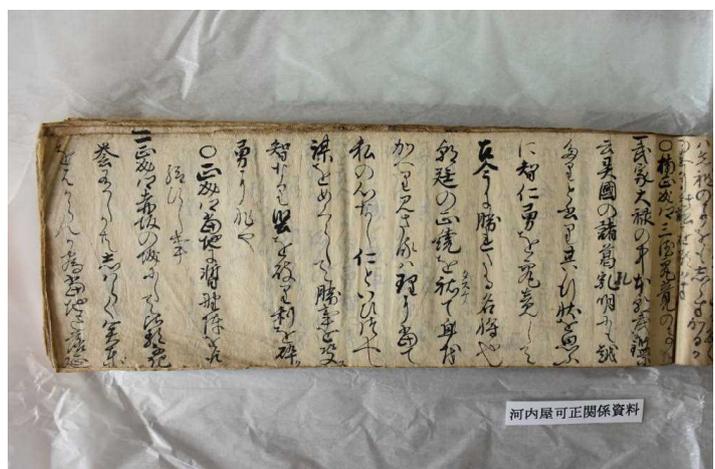
（大正時代）

かわちやかかしょうかんけいしりょう  
③ 河内屋可正関係資料

九点

【所有者】個人

かわちやかかしょう つぼいごへえ  
河内屋可正（壺井五兵衛、1636～1713）は、河内国石川郡大ケ塚（現南河内郡河南町）の上層農民で、農業と酒造業を営む傍ら、若い頃から読書に励み、俳諧や能をたしなんだ。本資料は、可正が著した記録を中心とした史料で、河内屋可正旧記5冊、可正雑記1冊、河内屋年代記2冊、壺井



河内屋可正関係資料

家系図1巻の9点から構成される。

これらの記録は、江戸時代前期から中期にかけて、上方地域の村落上層農民の生活意識、文化受容のありようを極めて具体的に伝える。同時期に出版文化が隆盛するなかで、読書により教養を高め自身の思想を形成する過程を示す稀有な記録で、同時代の文化史、思想史などの研究上に価値が高い。

(江戸時代)

④ きょうと でんきてつどうでんしゃ 京都電気鉄道電車 きょうとしこうつうきよく に ごうでんしゃ (京都市交通局二号電車) うめぼち 明治四十四年、梅鉢鉄工場製 一両

【所有者】 宗教法人平安神宮 (京都府京都市左京区岡崎西天王町97)

本車輛は、我が国最初の公共電気軌道として明治28年(1895)に開業した京都電気鉄道にて使用された路面電車のうち、現存する最も製造年代の古い車輛群の一両で、明治44年に大阪府堺市の梅鉢鉄工場にて製造された。大正7年(1918)、京都電気鉄道は京都市により買収され、昭和36年(1961)の北野線廃止直前まで使用された。

本車輛は、電動機や台車など一部に外国製品を用いたものの、先駆的な初期国産路面電車であり、単台車の路面電車の造形の規範となった。電動機が交換されるほか一部改造箇所があるが、昭和36年の廃車時の現状をよくとどめている。製造年代が明治時代に遡る遺例稀な路面電車車輛であり、交通史上、科学技術史上に価値が高い。

(明治時代)



### 3. 登録有形文化財（美術工芸品）の登録

#### <歴史資料の部>

（有形文化財を登録有形文化財に 1件）

きんだいきょうかしょかんけいしりょう たまがわだいがくしゅうしゅう  
近代教科書関係資料（玉川大学収 集）

一万二千七百二十八点

【所有者】 学校法人玉川学園（東京都町田市玉川学園6-1-1）

玉川大学教育博物館保管

明治28年（1895）から昭和20年（1945）にかけ、我が国が統治した台湾、朝鮮、満洲、南洋諸島等で学校教育に使用された教科書群である。各地域の実情を考慮しながら教育制度の推移に応じ発行されたもので、当時の教育内容を窺うことができ、教育史上等のまとまった研究史料と考えられる。

（明治時代～昭和時代）



### Ⅲ. 参 考

#### ○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

事 項 種 別	新規指定件数		合 計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	0	6	2, 0 3 7 ( 1 6 2 )
彫 刻	2	8	2, 7 2 3 ( 1 4 0 )
工 芸 品	1	3	2, 4 7 1 ( 2 5 4 )
書跡・典籍	0	3	1, 9 1 9 ( 2 2 8 )
古 文 書	0	7	7 8 1 ( 6 2 )
考古資料	1	5	6 5 2 ( 4 8 )
歴史資料	0	5	2 2 5 ( 3 )
合 計	4	3 7	1 0, 8 0 8 ( 8 9 7 )

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

#### <参照条文> 文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

○登録有形文化財（美術工芸品）の登録件数

種別 \ 事項	新規登録件数	合計
絵画	0	0
彫刻	0	0
工芸品	0	3
書跡・典籍	0	1
古文書	0	0
考古資料	0	4
歴史資料	1	9
合計	1	17

<参照条文> 文化財保護法（抄）

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。